

議案第62号

静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正について

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

静岡市公衆浴場法施行条例（平成24年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号エただし書中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同エ（ア）及び（イ）を削り、同号キ及びシ中「による」を「により」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。